

平成 30 年
第 3 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 3 月 29 日（木） 午後 3 時～

2. 場 所 颯娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行廣・

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 1 人）

3 番 栗ヶ窪 和治

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 13 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 6 議案第 14 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 7 議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 8 議案第 16 号 事務局職員等の任命について
- 日程第 9 平成 30 年度農業委員会事業推進計画（当初予算）について
- 日程第 10 南九州市男女共同参画審議会委員の推薦について
- 日程第 11 平成 29 年分農地の賃借料情報について【報告】

- 日程第 12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。委員から一身上の都合により、栗ヶ窪 委員から欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。また、本日は推進委員の方にも出席いただいております。
これより平成 30 年第 3 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 109 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19 条第2 項の規定により2 番 今市 委員，4 番 下之門 委員を指名し，会議書記に加治 佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日3 月29 日の1 日間としたいと思いますが，ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの1 日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして，日程第3 議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農地係長 農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3 号からになります。農用地利用集積計画による通知事案です。67 件の合意解約がなされました。うち議案審議に係る分が，59 件です。詳細は5～15 号をご覧ください。内容は，賃貸人が，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，賃借人は，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申し入れです。解約の主導は，借り人主導によるものが48 件，貸し人主導によるものが18 件，耕作者変更が1 件となっております。地目ごとの内訳は，田が13 筆で8,550 ㎡，畑が99 筆182,959 ㎡，合計112 筆191,509 ㎡の合意解約となります。地域別では，穎娃4 件，知覧11 件，川辺52 件となっております。以上で，説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今の事案について，質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては，あくまでも通知事案でございますので，ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして，日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは，資料は17 号からになります。今回新規で認定されたのは3 件です。再認

定が13件、内容変更が1件あります。先ず、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、親と二人で茶園4.5ha、の経営を行っていましたが、後継者の経営参加に伴い今後規模の拡大と、機械の導入、農地の連担化を図り経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理、生産方式の合理化を図るとともに制度資金を活用し施設の更新や農業機械の整備を行いたい考えです。

次に、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、〇〇地区で茶園4ha キャベツ0.5haの経営を行っていましたが、製茶工場のFA化、摘採、被覆作業などを共同作業化することで、作業の効率化を図り余裕の生じた時間を露地野菜の新たな栽培を初め経営の安定化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理、生産方式の合理化を図りたい考えです。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、茶、甘藷、加工用大根、人参などを組み合わせた複合経営を行っていました。今後も土地にあった作物を栽培し、雇用の確保に努め経営の安定と所得の増加を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。

尚、再認定等については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります、日程第5議案第13号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。23件からになります。今回の申請は、所有権移転10件、条件付賃貸借権設定6件になります所有権移転について、譲渡人はアメリカ合衆国カリフォルニア州の〇〇〇〇さん、譲受人は枕崎市まかや町の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。内訳は、田が5筆で4,035㎡、畑が26筆で30,124㎡、合計31筆34,159㎡となっています。理由は、1番が叔父より、2番が知人より、3番が父より、4番

が母より，8番が義理の姉より受贈，5番，6番，9番が規模拡大，7番，10番が相手方の要望によるものとなっております。土地の取引価格につきましては，10aあたり，田が301,624円から327,869円で，畑が292,208円から482,128円で売買される予定です。地域別では，潁娃2件，知覧3件，川辺5件でございます。次に条件付賃貸借権設定について，貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，借人は本店が京都府の〇〇〇〇 他の申請であります。内訳は畑が10筆で10,031㎡となっています。

今回の申請は，農地所有適格法人以外の法人が農業に新規参入し農地を借り受けるため，農地法第3条第4項の規定に基づき農政課へ意見を求めたところ，次の条件を付して適当と認められるとの回答を得ました。

①集落営農組織等が農地集積の計画があった場合にはできるだけ協力し，併せて地域の農薬使用基準を遵守し，隣接農地や養蓄の事業に支障を及ぼさないこと。

②地域農業の維持発展に関する話し合い活動へは積極的に参加するとともに，農道，水路，ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守すること。

また，法第3条第2項各号の判断については，27～34ページの調査書及び35～38ページの営農計画書のとおりでございます。以上の案件については，農地法第3条第2項各号には該当しないため，事務局としましては，許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で，説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します

議 長 只今，事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問，ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。
議案第13号については，申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって，議案第13号の案件については，申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に，日程第6議案第14号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが，まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず，所有権移転の4件の報告を審議番号1番から順にお願いします。まず田中 委員お願いします。

田中委員

40 ㊦、所有権移転の審議番号1 番です。
譲受人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、大阪府寝屋川市の〇〇
〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇、畑の 871 m²の内 499 m²で
す。譲受人は、現在借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、
一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇km
の〇〇集落と〇〇集落の境に位置します。詳細は、議案資料の 42・43 ㊦の地図
をご覧ください。申請地の西側は宅地に、北側は道路に、ほかは畑に接しています。
現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡
を設け道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理後道路側溝に放流し
ます。日照・通風等については、建築高を 5.7m 程度とするので影響を及ぼす恐れは
なく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。
現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

次に大隣 委員お願いします。

大隣委員

次に、審議番号2 番について報告いたします。
譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さ
んです。申請地は、知覧町〇〇、畑の 452 m²です。譲受人は現在
実家住まいで手狭になってきたことから、申請地を母から譲り受けて、一般住宅を建
築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇km の〇〇集落
に位置します。詳細は、議案資料の 44・45 ㊦の地図をご覧ください。申請地の北側
は宅地と道路に、西側は宅地に、東側は宅地と畑に、南側は水路を挟んで畑に接して
います。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は
ため枡を設け道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、下水道に放流します。日照・
通風等については緩衝地を 2m 程度設けるので影響を及ぼす恐れはなく、このことか
ら、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を
終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

次に杵木 委員お願いします。

杵木委員

審議番号3 番です。
譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、鹿児島市鴨池新町
の〇〇〇〇さん 他1 名です。申請地は、川辺町〇〇他1 筆、
畑の 3,148 m²です。申請地は、川辺インターの近くに位置し、利便が良いため山林・
原野・宅地の7 筆 4,842 m²と一体利用して企業誘致用地として整備しようとするもの
です。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇km の〇〇集落に位置します。詳細は、
議案資料の 46～48 ㊦の地図をご覧ください。申請地の南側は道路に、他は一帯利用

する山林・原野・宅地に接しています。現状のままで利用し、土留め工事及びよう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、日照・通風等については、接する農地はないので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、企業誘致用地への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長 次に松村 委員お願いします。

松村委員 次に、41 号、審議番号4 番について報告いたします。

譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇他1 筆、畑の606 m²です。申請地の周囲は、山林及び山林化した畑であり、日当たりが悪く耕作条件が悪いことから、譲り受けて山林として管理しようとするものです。なお、申請地2 筆の内1 筆は、平成10 年に植林されており、始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の49・50 号の地図をご覧ください。申請地の北側は山林化した畑に、西側は道路に、南側は畑と宅地に、東側は宅地に接しています。現状のままで利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下で処理し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 所有権移転の審議番号1 番から4 番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号1 番、3 番、4 番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2 種農地の「その他の農地」と判断されます。審議番号3 番は、南薩縦貫道路の川辺インターチェンジの出入口の周囲300m 以内の区域に位置するので、第3 種農地の「300m 以内農地」と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号1 番から3 番の申請者は、過去に違反転用等を行ったことが無く、審議番号1 番、2 番は全額融資で、審議番号3 番は、全額自己資金で賄う計画で申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。審議番号4 番は、申請農地2 筆の内1 筆が平成10 年に植林されており、始末書が提出されており、残り筆については自己資金で賄う計画で、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号1 番から4 番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等につ

いては、審議番号1番から4番とも特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番、2番の一般住宅へ、3番の企業誘致用地へ、審議番号4番の山林への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 審議番号3番についてですが、47 分の地図〇〇原野になっているのですが、この状況を教えて下さい。

農地係長 登記地目が原野になっておりまして、南側の方が宅地でそれに囲まれた原野だと思います。

吉崎委員 現在の状況はどのようになっていますか。

松村委員 現地調査を行った時には調査があるという事で、確認しやすいように下刈りは行われていましたが、木の切り株等が残っていました。

議 長 他に有りませんか。

東 委員 同じく3番ですが、企業誘致の用地という事ですが、もうどこが入るというのは決まっているのでしょうか。

農地係長 実際企業誘致の用地という事で市の企画課も推進していますが、まだ決まっていません。

梶山委員 審議番号2番なのですが、地籍図をみると畑と、宅地がきれいに区画されていたりしていますが、ここは公共事業が行われたところですか。

農地係長 ここはもともと1枚畑だったのかと推測されます。ですから、ここは住宅地が広がっている所以この様な区分けをしているところです。ここは南さつま農協の本所を入っていった所の新興住宅街になっています。

事務局長 私も定かではないですが、ここは知覧の飛行場後地で、戦後区画がきれいに整備さ

れたのではないかと考えています。その中で住宅地が出来て、1枚では大きすぎるので分筆されて畑と、宅地が混在している形になったのかと考えます。

議長 他に質問、ご意見はございませんか。

委員 「無し」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第14号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第14号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第7議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。52頁からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇他7件であります。理由は全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は田が2筆の1,199㎡、畑が8筆の11,875㎡であります。申請農地の取引価格については、10a当り、田が300,000円、畑75,046円～900,000円で売買される予定です。地域別では、颯娃4件、知覧2件、川辺2件となっております。次に、「賃貸借利用権」の設定であります。54頁からになります。
利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇ほか205件になります。設定面積は、田が53筆で35,770㎡、畑が267筆で437,569㎡の合計320筆の473,339㎡になります。地域別では、颯娃が21件、知覧が22件、川辺が163件、合計206件となっております。
次に、「貸借利用権の転貸権設定」であります。85頁からになります。利用権を設定する者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、になります。設定面積は、田が3筆の3,194㎡、畑が2筆で2,006㎡になります。地域別では川辺1件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。87 筆からになります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇他 13 件になります。設定面積は、田が 14 筆の 6,697 m²、畑が 66 筆の 98,031 m²で合計 80 筆、104,728 m²になります。地域別では、穎娃 2 件、知覧 6 件、川辺 6 件、合計 14 件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権の設定の番号 67～71 番については今市 委員が番号 123・124 番については下之門 委員が、163・185・206 番については東 委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権の設定の番号 67～71 と 123・124 番と 163・185・206 番を除く 196 件と賃貸借利用権の転賃の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 15 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権の設定の番号 67～71 と 123・124 番と 163・185・206 番を除く 196 件と賃貸借利用権の転賃の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 15 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。今市 委員・下之門 委員 東 委員にお諮りします議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。

(今市 委員・下之門 委員 東 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 67～71 番・123・124 番と 163・185・206 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。今市委員・下之門 委員 東委員の入室を許可いたします。

(今市委員・下之門 委員・東 委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 15 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に日程第 8 議案第 16 号 事務局職員等の任命についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 議案 16 号について説明する。

議 長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 16 号 事務局職員等の任命については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号については原案どおり承認されました。これについては、4 月 1 日の発令となります。

議 長 引き続きまして、日程第 9 平成 30 年度 農業委員会事業推進計画（当初予算）についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 日程第 9 について説明する。

議 長 これより審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

東 委員 遊休農地再生事業は予算が切れた場合どうなるのですか。

農地係長 予算は 100 万円ですが、これを超えそうな場合は、財政課に補正予算が組めないか相談します。又は、補正予算の対応ができない場合は、事業の着手を翌年まで待っていただいて、対応していただくことになると思います。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

大隣委員 同じく遊休農地再生事業ですが今まで、業者委託は 2 分の 1 で自分で実施した分は 3 分の 1 でしたが、今回 3 分の 1 に統一されたとのことですが、業者委託の件数等の実態はどうだったのでしょうか。

事務局長 今資料を持ち合わせていないので、次回報告させていただきます。

梶山委員 一般経費の委託費はどのような委託業務ですか。

農政係長 農家台帳の管理、保守点検費です。

梶山委員 毎年同じ業者なのですか、又自前で管理することは出来ないのですか。

農政係長 現在委託しているのは両備システムズで過去からのデーターを管理しているので、業者を変更することは出来ません。又これを単独で行うとなると膨大な費用が掛かり

ます。

尚、現在全国統一の農家台帳の運用を行うよう農水省の指導の元、整備を勧めています。これは皆さんの個人のパソコンで閲覧することのできる全国農地ナビとも繋がっています。只、このシステムに移行した場合でも暫くは、過去のデーターの管理のため両備のシステムデーターを管理していく必要があるところです。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「無し」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんが、これについてはあくまでも報告事項ですのでご了承願います。事務局におかれましては、この事業推進計画に基づき適正な事務執行により、農業委員会活動に遺漏の無いようにお願いするものであります。

議 長 引き続きまして、日程第 10 南九州市男女共同参画審議会委員の推薦についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料の 104 頁に有りますように、企画課より南九州市男女共同参画審議委員の推薦依頼がありました。なお、男女共同参画審議委員は女性委員からとの条件がありましたので会長・並びに事務局で協議いたしまして、男女共同参画審議委員に栢木 委員を推薦したいと考えていますが、委員会の承認をお願いしたいと思います。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました農業委員の男女共同参画審議会委員の推薦については男女共同参画審議会委員に栢木委員を推薦したいとのことですが委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

農業委員の男女共同参画審議会委員の推薦については、事務局の提案通り栢木委員を推薦するということでよろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、日程 10 については、原案どおり男女共同参画審議会委員に栢木委員を推薦

する旨、報告いたします。

議 長 引き続きまして、日程第 11 平成 29 年分農地の賃借料情報についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、平成 29 年分農地の賃借料情報についてご説明申し上げます。資料は 106 頁になります。（資料に基づき説明する。）

議 長 只今の報告について審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんが、これについてもあくまでも報告事項でございますので、ご了承願いたいと思います。この情報については、3 月に配布された農業委員会だよりに掲載してあり、また、市のホームページでも公開されますので、農家指導の参考にしてください。

議 長 次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

下之門委員 先日の茶の会で国庫補助の茶園整備は管理されている茶園の圃場を対象にしている。放任されている茶園は対象外という説明を受けたのですが、農村振興局所管の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というのを活用されたいとの説明でしたが、この内容が解りましたら教えて下さい。

事務局長 国の耕作放棄地再生利用緊急対策については農政課が所管する国の支援事業で農業委員会が持っている遊休農地再生事業は認定農家に限定されていますが、国の交付金事業は規程がございません、但し農振農用地内に限りというのが条件であったかと思います。窓口が農政課になりますので、農政課の方に問い合わせをして頂ければ詳しいことは解るかと思います。

議 長 他に有りませんか。

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

農政係長 当日配布資料について説明。

議長　只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」 の声あり

議長 他にございませんか。

委員 「なし」 の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は
終了いたしました。

議長　これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 30 年第 3 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員會議長

会議録署名委員 2番

会議録署名委員 4 番